

元寄託基本契約書

●●●●（以下「甲」という。）と株式会社 souco（以下「乙」という。）は、甲と倉庫事業者が乙の提供するサービスの利用により、甲の行う事業における荷物（以下「本荷物」という。）を甲が乙に寄託する際の基本条件について、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。本契約に別段定めのない限り、本契約における各用語は、本サービス利用規約において定義された意義によるものとする。

第1条 契約の成立

本契約に定める条件の他、本荷物の寄託期間、料金等の詳細条件については別添「元寄託契約 契約要項（明細表）」（名称は変更となる場合がある。以下「契約要項」という。）の様式で合意するものとする。なお、契約要項は本契約の一部として取り扱うものとする。

第2条 本契約の目的

1. 甲は、乙に対し本荷物を寄託し、乙はこれを保管する。
2. 甲は、前項の寄託に伴い、本荷物の入出庫業務等を乙に委託し、乙はこれを受託する。
3. 前各項の業務（以下「本業務」という。）について、次条以下の条件により甲は乙に委託し、乙はこれを受託する。

第3条 善管注意義務等

乙は、本荷物の保管について、入庫から出庫まで善良な管理者の注意をもって行い、事故の防止に万全を期すとともに、その他委託業務についても、乙の責任において、適法かつ適切にこれにあたるものとする。

第4条 委託業務

1. 甲が乙に委託する本業務の範囲は次のとおりとする。
 - (1) 本荷物の倉庫での入庫作業、保管、出庫作業
 - (2) その他前各号に付帯する業務
2. 前各号の本業務の具体的内容・条件等については契約要項に定める。

第5条 入出庫手続き

甲による本荷物の入庫及び出庫その他の作業の指示は、別途乙が指定する方法により行うものとする。但し、甲は、倉庫事業者が乙を介することなく、直接、甲に対して通知、指図その他必要な意思表示を行う場合があることについて、予め承諾する。

第6条 寄託価額等の通知

1. 甲は、本荷物の寄託にあたり、本荷物の寄託価額、保管又は荷役上特別の注意を必要とする場合はその旨、及び寄託に際し必要なその他の事項を、予め書面にて乙に通知しなければならない。
2. 乙は、甲が前項の通知を怠ったことにより甲に生じた損害については、第11条の規定にかかわらず一切の損害賠償責任を負わない。

第7条 荷物の引渡し

1. 乙が寄託の申込を承諾したときは、甲は、倉庫事業者に対し、別途甲乙書面により合意した日時及び場所
で本荷物を引き渡さなければならないものとする。なお、甲は合意の日時の3日前までに、乙が指定する souco202101

方法を通じて乙又は倉庫事業者に対し具体的な搬入スケジュールを通知する。

2. 乙は、甲が前項の通知を怠ったことにより生じた損害について、第11条の規定にかかわらず一切の損害賠償責任を負わない。
3. 乙は、倉庫事業者が本荷物の引渡しを受けたとき、倉庫事業者をして、乙が指定する方法を通じて本荷物を入庫した旨を甲又は乙に通知させるものとする。

第8条 料金及び支払条件

1. 甲は、契約要項に定める料金を、契約要項に定める支払期日までに乙に対して支払うものとする。
2. 乙は、前項の料金が甲から直接、又は甲が指定する第三者を通じて乙に支払われることについて、予め承諾するものとする。

第9条 期限の利益の喪失

前条の規定にかかわらず、甲が次の各号に一つでも該当する場合、甲は当然に期限の利益を喪失し、乙に対する残債務全額を直ちに支払わなければならない。

- (1) 甲振出にかかる手形、小切手が不渡りとなったとき（電子記録債権上の支払不能も含む）
- (2) 乙に対する債務の履行を一回でも怠ったとき
- (3) 差押、仮差押、仮処分、滞納処分を受けたとき
- (4) 破産、民事再生、会社更生の手続開始の申立、又は解散、私的整理がなされたとき
- (5) その他、本契約に違反したとき

第10条 責任の範囲及び通知義務

1. 本契約における乙の責任は、本契約その他甲乙間の書面での合意を除いて、乙が国土交通大臣に届け出た「倉庫寄託約款」の定めるところによる。
2. 本荷物に関する乙の管理責任は、甲もしくは甲の指定する運送人等により本荷物が、事前に甲乙合意により定めた倉庫に搬入された時に始まり、甲もしくは甲の指定する荷受人に本荷物を引き渡した時に終了する。但し、本契約期間内に本荷物が甲又は甲の関係者の管理に移ったとき、又は天災地変等の不可抗力によるときは、以後、乙は管理責任を負わない。
3. 乙は、本業務の履行中に遅延又は本荷物に損害を生じ、あるいは生じる恐れがある場合には遅滞なく甲に通知し、以後の対応措置について別途甲乙協議のうえ、定めるものとする。

第11条 損害賠償

1. 乙は、本業務の履行に際して、乙又は乙の使用人の故意又は重大な過失により本荷物について滅失、毀損、変質等の損害を与えたことを甲が証明したときには、甲に対して本荷物に係る寄託価額を限度として、その損害を賠償する。
2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合、乙は損害賠償の責を免れる。
 - (1) 風水害、地震、落雷等の天災地変による損害
 - (2) 本荷物自体の瑕疵に起因する損害
 - (3) 外装梱包のある本荷物については、本荷物自体には影響のない外装梱包の擦れ、へこみなどの軽微な破損
 - (4) 本荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さび、その他これに類する不具合
 - (5) 情報システムの不具合、通信回線の不具合・断絶及び社会、経済情勢の変化等の不可抗力による損害
 - (6) 甲の指示又は承諾を得て実施した情報システム等の改修、仕様変更等に伴ってシステム等の運用を中止したことにより発生した損害

- (7) その他、乙の責に因らない損害、不可抗力による損害
 - (8) 法令又は公権力発動による、保管の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
 - (9) 甲の故意又は過失
3. 本条第1項及び第2項の本荷物の損害賠償額は、第6条の寄託価額に基づいて算定する。
 4. 本条第1項の損害賠償請求権は、乙の承諾を得ない限り、本業務にかかる乙の料金請求権と相殺できないものとする。

第12条 任意売却

1. 乙は、本契約期間満了又は本契約が解除された場合であって、甲に期限を定めて本荷物の引取の催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされなかった場合、乙は事前に甲に売却期日を通知したうえで、乙の裁量により甲の費用負担で本荷物を売却することができる。なお、当該売却により甲に生じた損害について、乙は一切責任を負わない。
2. 乙は、前項により任意売却した本荷物の売却代価から本業務の料金その他一切の料金、諸費用及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を甲に支払う。

第13条 保険

1. 乙は、甲の書面による反対の意思表示がない限り、倉庫事業者をして火災保険を付すものとする。
2. 甲は、施設賠償保険を、甲の費用負担で付保するものとする。但し、当社が書面により同意する場合はこの限りではない。
3. 火災事故により甲の商品に滅失又は損傷を乗じたときは、寄託価額により損害の程度に応じて損害金額を算定する。

第14条 秘密保持等

甲又は乙は、本契約において知り得た相手方及び倉庫事業者の営業秘密に関する一切の事項あるいは相手方の内部事情その他の情報について、第三者に漏洩する等、相手方に不利益、損害等をもたらす行為もしくは相手方の信用を損なう行為を行ってはならない。但し、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 相手方から開示を受けた時点において既に公知となっているもの
- (2) 開示を受けた側の故意又は重過失によらず公知となったもの
- (3) 相手方の開示前に自ら知得し、又は正当な権利を有する第三者から正当な手段によって入手したもの
- (4) 官公庁等の公的機関からの命令、又は要請の対象になったもの

第15条 禁止事項

甲又は乙は、本契約によって生ずる一切の権利、義務を、相手方の書面による承諾なくして第三者に譲渡してはならない。

第16条 再委託

乙は、本業務の遂行にあたり、倉庫事業者に自己の裁量で本業務の全部又は一部を再委託することができるものとし、甲はこれをあらかじめ承諾する。乙は、やむを得ない事由があるときに限り、甲の承諾を得ないで、最初に寄託した倉庫事業者以外の者に本荷物を再寄託することができるものとする。この場合には、乙は甲に速やかに報告する。

第17条 契約解除

1. 甲及び乙は、乙が寄託の申込を承諾した後は、承諾を取り消し又は本契約を解除すること（以下「解除souco202101

等」という。)はできないものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙が書面で合意した場合並びに相手方が次の各号に一つでも該当するときは、本契約期間中であっても、何らの催告を要することなく本契約の全部又は一部解除等ができるものとする。但し、かかる解除がなされる場合であっても、甲は、原状回復費用及び本来生ずべきであった料金その他解除等に伴い乙が被る一切の損失を負担するものとする。
 - (1) 第9条各号の一つでも該当するとき。又は、それに準ずる信用失墜の事実が認められるとき
 - (2) 官公庁の命令、又は行政措置により本業務を中止する必要があるとき
 - (3) 乙の本業務遂行のために甲又は乙が提供した施設又は乙の使用する施設が滅失、損壊等により使用できなくなったとき。但し、甲又は乙が代替施設を提供できるときにはその限りではない。
 - (4) 災害等により、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき
3. 乙及び倉庫事業者間の再委託契約（最初に委託した倉庫事業者から変更された場合は変更後の倉庫事業者と乙との委託契約を含む）が解除等された場合には、本契約も当然に終了するものとする。

第18条 契約条件の変更

本契約の有効期間中、契約要項に定める料金、保管期間等、契約要項に定める詳細条件について一切変更できないものとする。但し、やむを得ない事情がある場合であり、変更の3か月前に申し出て甲及び乙で協議・合意のうえ、倉庫事業者の承諾を得た場合にはこの限りでないものとし、変更後の条件については、甲乙書面による合意にて定めるものとする。

第19条 反社会的勢力の排除

1. 甲及び乙は、それぞれ相手方に対して、次の各号のいずれにも該当しないことを表明・保証し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
 - (1) 暴力団、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に属すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与すること
 - (3) 反社会的勢力を利用すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をすること
 - (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (6) 自ら又は第三者を利用して相手方又は相手方の関係者に対して詐術、暴力的行為、脅迫的行為を行うこと、あるいは、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害すること
 - (7) 代表者、役員、実質的に経営権を有する者、責任者等が、前各号のいずれかに該当すること
2. 甲及び乙は、相手方が前項各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。
3. 甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することは要しないが、契約解除を行った当事者に損害が生じたときは、相手方はその損害を賠償するものとする。

第20条 準拠法及び管轄裁判所

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第21条 規定外事項

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ、信義誠実の原則に基づ

いてこれを決定するものとする。

本契約成立を証し、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙

東京都千代田区麴町 1-4-4

株式会社 souco

代表取締役 中原 久根人

印

元寄託契約 契約要項 (明細表)

甲及び乙は、元寄託契約書本文第 1 条に従い、本書において、本契約の詳細条件について合意する。

項目	内容
対象案件	
貨物の種類	
作業概要	
利用面積	
荷姿	
保管数量	
保管場所	
契約期間	
寄託価額	
貨物の保管又は荷役上特別の注意	
締日、支払期日	
その他事項	

料金表

項目	内容	単価	単位
保管料			
入庫料			
出庫料			
保険料			

本契約成立を証し、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

年 月 日

甲

印

乙 東京都千代田区麹町 1-4-4
株式会社 souco
代表取締役 中原 久根人